

新潟県病院局管理規程第5号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前														
<p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">経営企画課</p> <p>(1) ～ (7)（略）</p> <p><u>(8) 業務状況の報告及び公表に関する事項</u> 業務課</p> <p>(1) ～ (10)（略）</p> <p>(11) <u>施設設備、器械備品の整備に関する事項</u></p> <p>(12)（略）</p> <p><u>(13) 診療材料及びその他資材に関する事項</u></p> <p><u>(14) 被服貸与に関する事項</u></p> <p><u>(15) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p>（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立中央病院 (略)</td> <td>上越市</td> </tr> <tr> <td>新潟県立柿崎病院 (略)</td> <td>上越市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（病院の組織）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター、<u>循環器病センター、内視鏡センター及び脊椎外科センター</u>、県立十日町病院に患者サポートセンター、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及びリウマチセンター、県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。</p> <p>(略)</p> <p>（分掌事務）</p>	名称	位置	新潟県立中央病院 (略)	上越市	新潟県立柿崎病院 (略)	上越市	<p>（分掌事務）</p> <p>第6条 前条に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">総務課（略）</p> <p style="padding-left: 2em;">経営企画課</p> <p>(1) ～ (7)（略）</p> <p><u>(8) 器械備品、診療材料及びその他資材に関する事項</u></p> <p><u>(9) 被服貸与に関する事項</u></p> <p><u>(10) 固定資産の取得、管理及び処分に関する事項</u></p> <p><u>(11) 業務状況の報告及び公表に関する事項</u> 業務課</p> <p>(1) ～ (10)（略）</p> <p>(11) 施設設備の整備に関する事項</p> <p>(12)（略）</p> <p>（病院の名称及び位置）</p> <p>第7条 病院の名称及び位置は、次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">名称</th> <th style="text-align: left;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県立中央病院 (略)</td> <td>上越市</td> </tr> <tr> <td><u>新潟県立松代病院</u></td> <td><u>十日町市</u></td> </tr> <tr> <td>新潟県立柿崎病院 (略)</td> <td>上越市</td> </tr> </tbody> </table> <p>（病院の組織）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、県立中央病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及び循環器病センター、<u>県立松代病院及び県立十日町病院に患者サポートセンター</u>、県立精神医療センターに社会復帰部、県立新発田病院に教育研修センター、患者サポートセンター、救命救急センター及びリウマチセンター、県立坂町病院に患者サポートセンターを置く。</p> <p>(略)</p> <p>（分掌事務）</p>	名称	位置	新潟県立中央病院 (略)	上越市	<u>新潟県立松代病院</u>	<u>十日町市</u>	新潟県立柿崎病院 (略)	上越市
名称	位置														
新潟県立中央病院 (略)	上越市														
新潟県立柿崎病院 (略)	上越市														
名称	位置														
新潟県立中央病院 (略)	上越市														
<u>新潟県立松代病院</u>	<u>十日町市</u>														
新潟県立柿崎病院 (略)	上越市														

第9条 (略)
2～4 (略)
5 県立中央病院、県立十日町病院、県立新発田病院及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

6～8 (略)

9 県立中央病院の内視鏡センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)内視鏡による診療に関する事項

(2)内視鏡センターの管理運営に関する事項

10 県立中央病院の脊椎外科センターの分掌事務は、次のとおりである。

(1)脊椎脊髄疾患患者の診療に関する事項

(2)脊椎外科センターの管理運営に関する事項

第2節 診療所

(診療所の名称及び位置)

第10条 診療所の名称及び位置は、次のとおりである。

名称

位置

新潟県立まつだい診療センター 十日町市

(分掌事務)

第10条の2 診療所の分掌事務は、次のとおりである。

(1) 診療所の診療に関する事項

(2) 診療所の管理運営に関する事項

第3節 看護専門学校

(看護専門学校の名称及び位置)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称

位置

(略)

新潟県立十日町看護専門学校 十日町市

新潟県立新発田病院附属看護専門学校 新発田
市 新潟県立新発田病院内

(略)

(病院の職の設置)

第18条 病院におかれる職は、次条から第20条の2までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

第18条

(1)～(10)の2 (略)

(11) 削除

(12)～(22) (略)

(23) 救急救命士

(略)

第20条 (略)

第9条 (略)

2～4 (略)

5 県立中央病院、県立松代病院、県立十日町病院、県立新発田病院及び県立坂町病院の患者サポートセンターの分掌事務は、次のとおりである。

6～8 (略)

第2節 削除

第10条 削除

第3節 看護専門学校

(看護専門学校)

第11条 看護専門学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名称

位置

(略)

新潟県立十日町看護専門学校 十日町市

新潟県立吉田病院附属看護専門学校 燕市 新潟県立吉田病内

新潟県立新発田病院附属看護専門学校 新発田
市 新潟県立新発田病院内

(略)

(病院の職の設置)

第18条 病院におかれる職は、次条から第20条の2までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

第18条

(1)～(10)の2 (略)

(11) マツサージ師

(12)～(22) (略)

(略)

第20条 (略)

- 2 (略)
- 3 前2項に規定するもののほか、県立中央病院に内視鏡センター長及び脊椎外科センター長を置く。
- 4～7 (略)

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、臨床検査専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

- 2 (略)

第4節 診療所に置かれる職

(診療所の職の設置)

第21条 診療所に置かれる職は、次条から第22条の3までの規定により置かれる職のほか、次のうち必要な職を置く。

事務職員及び技術職員をもつて充てる職

- (1) 主事
- (2) 技師
- (3) 医師
- (4) 歯科医師
- (5) 薬剤師
- (6) 診療放射線技師
- (6)の2 医学物理士
- (7) 臨床検査技師
- (7)の2 臨床工学技士
- (8) 管理栄養士
- (9) 作業療法士
- (10) 理学療法士
- (10)の2 言語聴覚士
- (11) 視能訓練士
- (12) 歯科衛生士
- (13) 医療ソーシャルワーカー
- (14) 臨床心理員
- (15) 司書
- (16) 臨床児童相談員
- (17) 児童指導員
- (18) 専門看護師

- 2 (略)
- 3 前2項に規定するもののほか、県立中央病院診療部に内視鏡センター長を置く。
- 4～7 (略)

(参与等)

第20条の2 病院並びにその部、センター、課、科及び係に参与、参事、専任セーフティマネージャー、副参事、医事企画員、准看護専門員、主査、主任、主任医療ソーシャルワーカー、主任管理栄養士、主任診療放射線技師、主任医学物理士、主任臨床検査技師、主任臨床工学技士、主任臨床心理員、主任臨床児童相談員、主任理学療法士、主任作業療法士、主任マツサージ師、主任言語聴覚士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士、薬剤科長、主任専門看護師、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、専門相談員、管理栄養専門員、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹（次項において「参与等」という。）を置くことができる。

- 2 (略)

第4節 削除

第21条 削除

- (19) 助産師
 - (20) 看護師
 - (21) 准看護師
 - (22) 救急救命士
- 用員をもつて充てる職
- (1) 事務員
 - (2) 技術員
 - (3) 調理師
 - (4) クリーニング師

(診療所の職制上の職)

第22条 診療所にセンター長を置く。

- 2 センター長は、上司の命を受け、診療所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第22条の2 診療所に次のとおり長を置く。

事務長 経営課長 経営係長 臨床検査技師長 副看護師長

- 2 前項の規定にかかわらず診療所の規格その他の状況により、長を置かないことができる。

- 3 第1項に規定する長は、上司の命を受けて所掌する事務を処理する。

(副参事等)

第22条の3 診療所に、副参事、医事企画員、主査、主任、主任診療放射線技師、主任臨床検査技師、主任理学療法士、主任作業療法士、主任言語聴覚士、薬剤科長、主任助産師、主任看護師、主任准看護師、薬剤専門員、診療放射線専門員、臨床検査専門員、理学療法専門員、作業療法専門員、看護専門員、専門員、事務専門幹、薬剤専門幹、診療放射線専門幹、臨床検査専門幹、理学療法専門幹、作業療法専門幹、看護専門幹（次項において「副参事等」という。）を置くことができる。

- 2 副参事等は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

第22条 削除
(略)

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。